

中国深セン

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区  
灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 有限責任会社(LLC)の税務申告

有限責任会社(Limited Liability Company: LLC)は米国の各州の法律に基づく会社形態です。但し、法人税申告の方面について、連邦政府の内国歳入庁(IRS)は LLC の会社形態を認めず、LLC を個人事業体、パートナーシップ、又は株式会社として取扱います(LLC のメンバーの人数と所得税の申告時の選択によります)。

法人所得税を申告する時に、シングルメンバーLLC(Single Member LLC)は個人事業主(Sole Proprietor)として取扱われます。この場合、LLC は所得税を納付する必要がなく、もしくは内国歳入庁(IRS)に法人税申告書を提出する必要がありません。LLC の純収入、収入及び支出項目はメンバーの個人所得税の確定申告書で申告されます(メンバーが個人の場合)。

一般的に LLC は、メンバーが 2 名以上の場合は、所得税の課税の際には原則パートナーシップとして取扱われます。パススルー事業体(Pass-Through Entity)として、LLC は所得税の申告書を提出する必要がありますが、所得税を納付する必要がありません。LLC の収益又は損失がすでにメンバーの所有持分によってメンバーにパス・スルーされたので、メンバーは、収益を受け取るかどうかにかかわらず、会社からパス・スルーされた所得又は損失を自身の確定申告書で申告しなければなりません。LLC は利益が出た場合、メンバーに分配しないとしても、メンバーは LLC の利益に対して納税する必要があります。LLC は損失が出た場合に、メンバーは個人所得税を申告する時に税額控除を受けられません。

Form 8832 を IRS に提出することで、LLC のメンバーの人数にかかわらず、LLC は株式会社(Corporation)として法人所得税を申告することを選択できます。株式会社は二重課税に直面するかもしれませんが、株式会社自身は法人税を申告・納付する必要があるだけでなく、株主も会社からもらった配当金に対し納税する必要があります。但し、株主会社は利益を存して配当しないことができます。会社の発展や運営に使う資金として存する配当可能な未処分利益は最高 250,000 ドルです(パーソナル・サービス・コーポレーション(Personal Service Corporation)は最高 150,000ドル)。この方式で株主は当該部分の金額に対し個人所得税を納付する必要がなくなり、二重課税を避けられます。もし会社は 250,000 ドルを超える未処分利益を存する場合に(パーソナル・サービス・コーポレーションは 150,000 ドルを超えた場合に)、制限を超えた分に対して税金を支払い、且つ 20%の追加罰金を支払う必要があります。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com),

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)